

山梨県立甲府昭和高校ほか5施設  
低濃度P C B廃棄物収集運搬・処分業務委託

特 記 仕 様 書

令和8年度

山 梨 県

## 1. 適用

本仕様書は、山梨県教育委員会（以下「甲」という）が保管するPCB廃棄物（低濃度）の収集運搬・処分業務委託に適用する。

受託者（以下「乙」という）は本仕様書に記載なき事項については、関係法令に従い適切に業務を履行すること。

## 2. 業務概要

PCB廃棄物（低濃度） 収集・運搬・処分 一式

## 3. 業務内容

### (1) 処分対象のPCB廃棄物（低濃度）

- ・処分対象のPCB廃棄物は別紙1を参照。
- ・分析に使用した容器、手袋、漏油のある保管容器等。

### (2) PCB廃棄物保管場所

別紙2のとおり

### (3) 作業上の条件及び留意事項

ア 収集作業は、休日及び祝日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までとする。

イ PCB廃棄物の保管場所から運搬車両までの運搬を本業務に含むものとする。保管場所や構内情報は別紙2を参照のこと。

ウ PCB廃棄物の保管状況を事前に確認するとともに収集・運搬は、安全管理体制を構築し、安全かつ適切な収集・運搬が実施できるよう従事者に取り扱いについての留意事項と作業内容を周知徹底させること。

エ 事前に収集運搬方法及び運搬経路等の必要な事項を記載した運搬計画書を作成し「甲」の特別管理産業廃棄物責任者または監督員の承諾を得ること。

オ 作業にあたり、汚損や損傷のおそれがある場合は、適切な方法で養生し、損傷を与えないよう十分注意すること。万一、損傷を与えた場合は、速やかに「甲」に報告すると共に、「乙」の責任において処理すること。

カ 施設内及び構内での作業は、生徒及び職員に対して危害を及ぼさないよう十分な安全管理を行うこと。

キ 本業務実施にあたり、必要な仮設等は全て本業務に含まれるものとする。

## 4. 報告

「乙」は廃棄物の処理が終了した後、遅滞なく業務完了報告を行うものとする。この場合において、業務完了報告書には、マニフェスト（D票またはE票）及び処理状況写真を添付するものとする。

5. その他

契約書及びその約款、特記仕様書、業務打合簿等に明記されていない事項、または、疑義を生じた場合は、「乙」は監督員と協議し承諾を得るものとする。

6. 廃棄物の情報

性状及び荷姿	P C B廃棄物、別紙2 写真参照
腐敗、性状の変化	なし
他の廃棄物との混合	なし
石綿含有産業廃棄物	なし
水銀使用製品	なし
水銀含有ばいじん	なし